

平成30年度鹿児島市幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)の保育料表

母子家庭の世帯等以外

階層区分		保育料(月額)
A	生活保護世帯	0 円
B	市町村民税非課税及び所得割非課税(均等割のみ)世帯	2,600 円 (0 円)
C	市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯	9,200 円 (4,600 円)
D	市町村民税所得割課税額77,101円以上 211,200円以下の世帯	17,900 円 (8,900 円)
E	市町村民税所得割課税額211,201円以上 241,300円以下の世帯	21,300 円 (10,600 円)
F	市町村民税所得割課税額241,301円以上 271,300円以下の世帯	22,100 円 (11,000 円)
G	市町村民税所得割課税額271,301円以上の世帯	23,000 円 (11,500 円)

母子家庭の世帯等(下記に該当する場合)

階層区分		保育料(月額)
BO	市町村民税非課税及び所得割非課税(均等割のみ)世帯	0 円
CO	市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯	3,000 円 (0 円)

(備考)

- ① 別居の生計を一にする兄弟等がいる場合、年齢にかかわらずその兄弟等から数えて保育料を計算することができる場合がありますので、別居の兄弟等がいる場合はお問い合わせください。
- ② 子ども・子育て支援新制度での保育料は、あらかじめ世帯の所得等に応じて決定されます。このため、幼稚園就園奨励費補助の支給はありません。
- ③ 階層区分は、4月から8月までは前年度分の市町村民税、9月から翌年3月までは当年度分の市町村民税により決定します。
- ④ ひとり親家庭のうち、税法上の寡婦(夫)控除の適用を受けていない世帯について、平成28年度4月より、寡婦(夫)控除があったものとみなして、保育料の再計算を行います。
- ⑤ 市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。
- ⑥ 「母子家庭の世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子世帯等及び障害者を有する世帯のことをいいます。
- ⑦ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲内において、同一世帯に小学校、認可保育所、幼稚園、認定こども園、特例保育、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している兄・姉がいる場合の保育料は、そのうちの最年長の児童から順に数えて、第2子児童は2分の1(100円未満は切り捨て)、第3子以下の児童は無料となります。
- ⑧ C階層の世帯については、第1子の年齢に関わらず、第2子児童は2分の1(100円未満は切り捨て)、第3子以下の児童は無料となります。また、B階層及び母子家庭の世帯等に該当する世帯については、第1子の年齢に関わらず第2子以下の児童は無料となります。
- ⑨ 保育料(月額)欄の()は、⑦⑧の場合の第2子児童に適用します。
- ⑩ 市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯のうち、満18歳未満の年長者から3人目以降に該当する児童については、さらに軽減を受ける場合があります。
- ⑪ この保育料のほか、給食費、制服代、通園バス代等の実費徴収や特定負担額(教員配置の充実などのための上乗せ徴収)等の負担が必要な場合があります。
- ⑫ 保育料は原則として1か月単位となっていますが、月の途中で利用を開始又は終了した場合は日割計算されます。
- ⑬ 税額や家庭の状況(生活保護の適用や解除、障害者を有する世帯への該当や障害者手帳等の返還、世帯員の増減等)に変更があった場合は、鹿児島市役所保育幼稚園課、各支所福祉課・保健福祉課までお申し出ください。
- ⑭ 鹿児島市立幼稚園を利用する場合の保育料は、別に定めます。